

提案書

平成 19 年 9 月 7 日

総務省情報通信政策局地上放送課 御中

〒101-0064

とうきょうとちよだくさるがくちょう ひらた
東京都千代田区猿楽町 2-8-16 平田ビル

あ く せ す
株式会社 ACCESS

あらかわ とおる
代表取締役社長 兼 最高経営責任者 荒川 亨

電話

以下のとおり、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」に関して今後検討が必要と思われる課題について提案を提出します。

1 制度分野

今般の放送波再編は画期であるが、制度が、今後の放送技術の進歩を阻害することのないよう、免許方針や技術基準等には、一定の柔軟性を期待する。

また、放送波の狭帯域化等の継続的研究を免許の条件とする等の措置により、周波数の更なる有効利用を促進すべきである。

2 技術分野

3 ビジネスモデル分野

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等」を、従来の「テレビジョン放送」と比すると、その特徴は、端末が、静止/移動中を問わず、デジタル化されたあらゆる情報を受信できる点にある。

さらに、受信機が携帯端末等となったことにより、旧来のテレビジョンセットにはなかった高度な機能が付加され、従来は困難だった、送信側と受信側の密な連携が可能となった。

これらの特徴を活用した放送の例として、

(1) 端末に登録された視聴/聴取(以下「視聴」)者の嗜好に基づき、放送局がメタデータを用い、番組編成をパーソナル化し、予め端末に番組を放送・蓄積、その後、例えば、朝の通勤時間内に視聴する、「ストレージ型パーソナル放送」が実現できよう。

また、端末位置情報は常に把握されているため、(2) ピンポイントな情報を提供できる「ターゲティング放送」、(3) 移動中に放送圏を越えた際の「放送ハンドオーバー」、(4) 天気やニュース等を端末上に配信する「Widget 放送」が可能。

さらに、マルチメディア放送という概念を敷衍すれば、静止/移動するマシン向け放送も範疇に入り、(5) 鉄道車両内や自動販売機等のディスプレイ向け放送、(6) ロボット等の玩具向けの新語彙・新動作データ等の放送、(7) 新たな方式による放送の視聴のためのプレイヤーソフトウェア等の配信等が考えられる。

4 その他

携帯端末向け放送方式として、ISDB-T, ISDB-Tsb の他、外国には、DVB-H, T-DMB, MediaFLO があるが、方式の異なる国に移動した際、視聴が不可能となることから、コストとの兼合とはなるが、マルチモード受信を可能とする工夫がなされてもよいと思われる。